

障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例

令和4年10月11日公布・施行

この条例は、障害を理由とする差別を解消し、障害のある人とない人が支え合いながら暮らすことのできる山口県を目指して制定されました。

< 障害者差別解消法との関係について >

この条例では、障害者差別解消法の規定を踏まえつつ、「障害を理由とする差別」の解消を一層進めるため、合理的配慮の提供の義務化の施行日及び事業者に対する指導等について、本県独自の規定としています。

条 例	障害者差別解消法
「合理的配慮の提供」の義務化の施行日	ポイント1
法の施行に先行して <u>令和5年4月1日</u> から施行します。	令和3年5月の法改正により義務化され、 <u>令和6年6月までに施行</u> することとされています。⇒現行は努力義務
事業者に対する指導等	ポイント2
法に基づく措置とは別に、 <u>知事が勧告、公表</u> を行うことができることとしています。	<u>主務大臣</u> が特に必要があると認めるときは、報告の徴収、助言、指導、勧告といった措置を講ずることができることとされています。

 雇用の分野（募集・採用や賃金、配置、昇進等）における差別については、相談や紛争解決の仕組みを含め、法と同じく、障害者雇用促進法に定めるところによります。

ポイント1 「合理的配慮の提供」を義務化 します。

「不当な差別的取扱い」を禁止し、現在、法において努力義務とされている事業者による「合理的配慮の提供」を令和5年4月1日から義務化します。

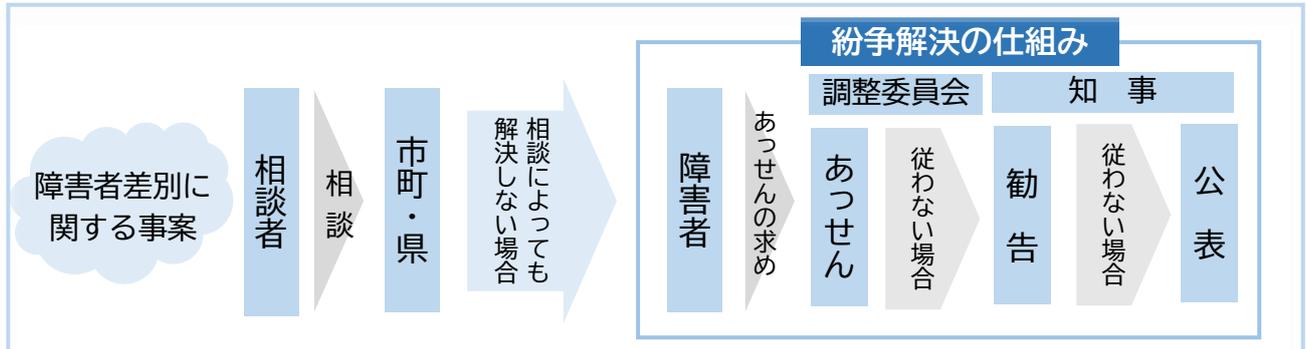
不当な差別的取扱い とは？	合理的配慮の提供 とは？
正当な理由がないのに、障害があることで、サービスの提供を拒否したり、提供場所や時間帯を制限したりすることなどをいいます。	障害のある人から手助けや配慮を必要としているとの申し出があった場合、負担が重すぎない範囲で対応することをいいます。
 (例) 受付の対応を拒否する	 (例) 意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。

画像出典：「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」

※ 正当な理由があつて障害のない人と異なる取扱いをする場合や、過重な負担となるため合理的配慮ができない場合、理由を説明し、理解を得るように努めましょう。

ポイント2 紛争解決の仕組みを整備 します。

市町及び県への相談によっても解決しない事案については、紛争解決の仕組みによって解決を図ります。（紛争解決の仕組みについては令和5年4月1日から運用されます。）



条例の対象となる「事業者」とは？

県内で商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者となります。

個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

（参考）不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供の具体例【設計等業関係】

※「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」より

○ 差別的取扱いの具体例

- ① 正当な理由がなく、不当な差別的取扱いにあたると想定される事例
 - ・ 障害者であることを理由に、設計等の業務を受けることを拒否する。
- ② 障害を理由としない、又は、正当な理由があるため、不当な差別的取扱いにあたらないと考えられる事例
 - ・ 合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者に障害の状況等を確認する。

○ 合理的配慮の提供の具体例

- ① 多くの事業者にとって過重な負担とならず、積極的に提供を行うべきと考えられる事例
 - ・ 障害者の状態に応じて、ゆっくり話す、手書き文字（手のひらに指で文字を書いて伝える方法）、筆談を行う、分かりやすい表現に置き換える等、相手に合わせた方法での会話を行う。
 - ・ 種々の手続きにおいて、障害者の求めに応じて、文章を読み上げたり、書類の作成時に書きやすいように手を添える。
- ② 過重な負担とならない場合に、提供することが望ましいと考えられる事例
 - ・ 重要事項説明や契約条件等の各種書類をテキストデータで提供する、ルビ振りを行う、書類の作成時に大きな文字を書きやすいように記入欄を広く設ける等、必要な調整を行う。

お問い合わせ：山口県健康福祉部 障害者支援課

〒753-8501 山口市滝町1番1号 電話 083-933-2764 FAX 083-933-2779 a14100@pref.yamaguchi.lg.jp

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/178015.html>

